

この補助金は、**売買契約を締結する前に申請**する必要があります。

また、補助金の交付決定までは、売買契約を締結することができません。余裕をもって申請いただきますようお願いいたします。

※ 通常、申請から交付決定まで1週間から2週間程度かかります。

### 1 事前申請に必要な書類

- 申請書（第2号様式）** 申請者は、不動産売買契約を締結する人に限られます。
- 取得しようとする空き家の情報がわかる書類（売買契約書の案や買付証明書）**
  - ★必要な情報
    - 購入しようとする空き家の所在地
    - 購入（予定）金額が確認できる箇所



### 補助金の交付決定

※申請から1～2週間要します。

### 2 補助金の交付決定後、売買契約を締結することができます。

※契約の内容に次のような変更がある場合、事前に変更承認申請する必要があります。

- ・購入しようとする空き家の変更
- ・購入金額の変更
- ・その他これらに類する重大な変更
- 変更承認申請書と、変更後の空き家の情報がわかる書類の写し**を添付



### 売買契約の締結など補助事業の実施

### 3 実績報告書

補助事業を令和9年3月31日までに完了し、完了後30日以内または令和9年4月9日のいずれか早い日までに次の書類を提出してください。

- 実績報告書（第7号様式）**
- 空き家（の跡地）の購入に係る不動産売買契約書の写し**
  - ★必要な情報  契約者署名欄  購入金額がわかる箇所
  - 空き家の所在地がわかる箇所
- 不動産売買に係る領収書の写し**（支払者と支払った金額がわかる書類）
- 空き家の跡地で新築住宅を建築することがわかる契約書の写し**
  - ★必要な情報  契約者署名欄  新築住宅の建築場所
- 空き家を解体したことがわかる書類**（次のうちいずれか）
  - 建物の閉鎖登記簿謄本
  - 解体業者が発行した解体証明書

※ 一覧の書類以外にも書類の提出をお願いすることもあります。あらかじめご了承ください。